



## □ 今月号の目次と要旨

1. 【解説】PCB特措法施行令等の改正～高濃度PCB廃棄物の期限内処理の徹底～：8月1日から「PCB特措法施行令」が改正された。JAAO会員の皆様方には極めて重要な改正。高濃度PCB処理は、計画的処理完了期限内(廃棄物、JESCO事業場で異なる、平成31年～平成36年)に処理を完了する必要がある。罰則もあるので注意が必要。
2. 【解説】廃棄物処理法の改正～論点整理(案)が明らかに～：今回の委員会で、ヒアリング内容の論点整理が行われた。国(環境省)の意向が見え隠れする整理となっている。適正処理の推進では、相変わらず排出事業者責任の強化を明記。その他、「健全な資源循環の推進」や「優良事業者制度の見直しと人材育成」等についても検討される模様。
3. 【解説】環境産業の市場規模・雇用規模～2014年推計結果を読んで～：2014年の環境産業の市場規模は、105兆円と推計。この15年間で、自動車低燃費化・クリーンエネルギー分野が伸長。一方、廃棄物処理・リサイクル領域は、3.8兆円と0.1兆円の減少。理由を考える。
4. 「亜鉛・カドミウム等に係る暫定排水基準の見直し案」のPapcom：9月2日まで。

## 1. 【解説】PCB特措法施行令等の改正

### ～高濃度PCB廃棄物の期限内処理の徹底～

小西 道子

本年は、PCB廃棄物の処理の徹底に向けて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下、「PCB特措法」)の改正に関する動きが見られており、**8月1日から、高濃度PCB廃棄物期限内処理徹底に向けた、新たな規制がスタート**した。

JAAO会員の皆様方には極めて重要な内容である。過去に何度も取り上げた内容も含まれるが、まず、これまでのPCB特措法の改正の経過を整理してみよう。

- ◇ 5月2日：PCB特措法一部改正  
<http://www.env.go.jp/press/102108.html>
- ◇ 6月16日～6月29日：PCB廃棄物処理基本計画(案)意見募集(パブリックコメント)  
<http://www.env.go.jp/press/102819.html>
- ◇ 6月10日～7月11日：PCB特措法施行令の一部を改正する政令(案)意見募集(パブリックコメント)
- ◇ 7月26日：PCB廃棄物処理基本計画変更(報道発表)  
<http://www.env.go.jp/press/102818.html>
- ◇ 8月1日：PCB特措法施行令等の改正、施行(報道発表)  
<http://www.env.go.jp/press/102817.html>

**今般の改正のポイントは、高濃度PCB廃棄物処理の計画的な処理完了期限を達成すること**である。これまでも国は、PCB廃棄物処理推進に向けた対策を行ってきたが、当該廃棄物を処分委託しない事業者や使用中のPCB使用製品も存在するため、

計画的な処理期限の完了達成が危ぶまれる状況にあるという課題があった。この課題を解決すべく今回の改正に至った。

改正前まではPCB廃棄物と一括りの条文に記載された内容を、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の基準を定めることにより、高濃度PCB廃棄物とその他低濃度PCB廃棄物の区分を明確にし、高濃度PCB廃棄物の処分徹底を図る内容となっている。以下、その概要を列挙する。

- ① 高濃度PCB廃棄物は、PCB特措法に基づき処分期間(計画的処理完了期限<sup>\*1</sup>の1年前)又は特例処分期限日(計画的処理完了期限と同じ日)内に処分委託を行わなければならない。
- ② 高濃度PCB廃棄物だけではなく、使用中の高濃度PCB使用製品についても、計画的処理完了期限より前に廃棄しなければならない。

その他、JESCOは、計画的処理完了期限後、操業を終える予定となっている。期限後に処理することは、かなり難しくなってくるので処理計画の確認と期限内での確実な処理が重要となる。現在の**JESCOの方針では、例え順番待ちをしていても、計画的処理完了期限になると処理を打ち切られてしまう可能性がある**ため、早めの準備も必要になる。各地区では、現在期間限定(2016年9月まで)で、特別登録・調整協力割引制度を実施しており、実施期間内に登録することにより、処理料金の3%を割引したりしており、早めの処理がお得のようだ。

今回の改正は、高濃度PCB廃棄物の処理に係る内容の変更が中心だが、では、低濃度PCB廃棄物に関連して注意、確認しておくこととしては、どういったことが考えられるのであろうか。

**低濃度PCB廃棄物に関しては、エリアごとの計画的処理期限はなく、平成39年3月31日までに処**

理を終了する規定となっている。現在未だ使用している低濃度PCB使用製品の廃棄に関しては、高濃度PCB使用製品のように廃棄・処分の期限を定めておらず、まずは実態把握を十分に行った上で、除去等を進めることとし、そのための方策について検討を行うとしている。今後の方策の動向を注視していくことが重要となる。

その他注意、確認しておく点としては、現在1年に1度（6月末日まで）提出している、保管・処分等届出書の書式が、若干変更されていることである。来年6月まで期間はあり、未だ各自治体で、新届出書式の記載方法等の解説は更新されていないが、新届出書式を確認しておくことをおすすめする。

最後に、罰則も設けられているので注意が必要だ。高濃度PCB廃棄物の期限内処理に関しての直罰はないが、改善命令に違反した場合は、3年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはこれらの併科である。また、低濃度も含めPCB廃棄物に係る、保管、処分終了届出、変更届出等の届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合は、6ヶ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金と直罰になるので、注意が必要だ。

#### \*1) 計画的処理完了期限

##### 【トランス・コンデンサ】

北九州事業所（平成31年3月31日）～北海道事業所（平成35年3月31日）

##### 【安定器等・汚染物】

北九州（大阪・豊田）事業所（平成34年3月31日）  
北海道（東京）事業所（平成36年3月31日）

## 2. 【解説】廃棄物処理法の改正

### ～論点整理（案）が明らかに～ 小西 道子

8月2日に開催された廃棄物処理制度専門委員会第4回のヒアリングを踏まえ、今後検討すべき課題・論点が、「廃棄物処理政策における論点整理（案）」としてまとめられた。

まず、論点整理（案）を行う前に、これまでの取組に対し以下のような評価がなされ、特に、「**適正処理に関して更なる施策の検討が必要**」との見解となった。

#### □ 廃棄物の適正処理の更なる推進

一定の効果はあったものの、廃棄物処理の構造改

革は未だ途上。更なる取組を検討する必要がある。

#### □ 健全な資源循環の推進

一定の効果があった。

#### 【論点整理（案）の概要】

以下に、論点整理（案）の概要を述べる。

先月号で述べたヒアリング概要内容に沿ったかたちだが、さらに具体的な検討内容が提示された。

検討内容の中には、既に環境省で調査事業として検討が始められているもの（有害物質管理や産廃処理業の人材育成等）もあり、ヒアリングを受けての論点整理とは言え、国（環境省）の意向が見え隠れする整理となっている。

#### □ 廃棄物の適正処理の更なる推進について

排出事業者責任の徹底について、具体的な取組が以下のように挙げられた。

- ◇ 産業廃棄物処理者が情報提供等により処理状況を透明化した上で、排出事業者による処理状況の確認をより充実させるために必要な措置の検討
  - 排出事業者による処理状況確認の充実化が検討される。処理状況の具体的な確認方法等について今後の議論の展開に注意が必要。
- ◇ 不正防止、廃棄物処理システムの透明化を目的としたシステム導入の観点から、電子マニフェスト活用（一部義務化も検討）の推進の検討
- ◇ 排出事業者としての意識が希薄化すること等が懸念されており、廃棄物処理に関する法的知識等の排出事業者への周知や、排出事業者の廃棄物処理に対する不当に低い処理費での委託を防ぐ等の対応を検討
- ◇ 有害物質管理について、有害物質を含む廃棄物の処理在り方について、廃棄物データシート（WDS）の発行の委託基準化や処理基準及び特別管理廃棄物の指定対象見直しを含めて検討

その他、適正処理に関して以下の検討が示された。

- ◇ 市町村において処理が困難な廃棄物について、製造事業者等による協力や関係事業者等との連携を図りつつ、市町村の処理責任のもとで適正・円滑な処理を確保するための必要な対応を検討
- ◇ 生活環境保全上の支障を防止し、廃棄物の適正な処理を推進する観点から、廃棄物処理施設設置許可を必要とする施設の範囲について検討

### □ 健全な資源循環の推進について

バーゼル法等の二重手続きの改善の検討について、ヒアリング結果の他に追加された。また、使用済電気電子機器をはじめとする有害特性を有する使用済物品の管理の適正化の仕組みの検討が指摘された。

### □ 廃棄物処理業者に関して

- ◇ 優良産廃処理業者認定制度の見直し(処理業の信頼性の向上や業界全体の底上げの観点からの検討)
- ◇ 優良な人材育成のに向けた取組の推進の検討

その他として次の検討内容が整理された。これら内容は今回の専門委員会以前にも複数回課題として長年取り上げられているものであり、環境省としても何らかのかたちで対処しなければならない(実際に対処するかは不明だが)と感じている内容のようだ。

### □ 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直しに関して

- ◇ 「自ら処理」ができなくなっていること等を踏まえ、「自ら処理」を行う親子会社間における排出事業者責任の共有及び「自ら処理」を行う親子会社内外の廃棄物について明確化できるかの検討も含め、必要な方策の検討
- ◇ 電子申請の活用や許可申請書類の様式の統一を始めとして、許可申請等の負担軽減はや合理化について検討
- ◇ 経営の大規模化等により産業廃棄物処理業者の資本構成等が複雑化している等の状況の変化を踏まえつつ、産業廃棄物処理業者に係る欠格要件の見直しについて検討

### □ 地方公共団体に関連して

- ◇ 廃棄物の効率的な処理の推進及び廃棄物処理施設の確保という観点から、地方公共団体による流入規制や実質的な住民同意の要求を改善するために必要な対応について検討
- ◇ 廃棄物の品目に係る判断等、廃棄物処理法の運用が地方公共団体ごとに異なる現状を改善するために必要な対応について検討  
(HP参照)

<http://www.env.go.jp/press/102762.html>

7月29日、環境省から環境産業の市場規模と雇用規模に関する2014年の推計結果が発表された。

環境産業の市場規模は、2014年で約105兆円(前年比約1.3%増)、2000年比、その規模は1.8倍となっていた。全産業に占める本産業の市場規模割合は、2000年の6.2%から2014年の11.1%まで増加し、特に、地球温暖化対策分野で大きな増加傾向が継続していると報告している。また、この期間の特徴として、2004年以降の「自動車の低燃費化」分野の増加や2012年以降の固定価格買取制度等の導入による「クリーンエネルギー利用」分野の増加が特筆される事案として列挙されている。

この報告書を読んで、その詳細内容を分析して行くと興味深い結果が見えてくる。表1は、この15年間の分野ごとの市場規模変化を示すが、特に、地球温暖化対策分野が大きく伸びている一方、廃棄物処理・資源有効利用分野の伸びは緩やかなことが分かる。これは、廃棄物・資源利用領域に位置する産業は、2000年当時から他分野に比べて大きな市場を形成しており、既に成熟産業化する一歩手前に位置していた、と考えられるのではないだろうか。当時は、各種リサイクル法の制定が行われ、また、新興国の成長が著しく、リサイクル事業がもてはやされた。今から考えると、日本国内では、既に市場形成も終えており、その後、飛躍的な成長が難しい産業構造になっていた、と理解できる。

表1 分野ごとの市場規模の変化  
【2000年 → 2014年】

|                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| □ 環境汚染防止分野                  | 【7.3兆円 → 13.6兆円】  |
| ✓ 2005年硫黄フリー軽油が大幅増          |                   |
| □ 地球温暖化対策分野                 | 【3.8兆円 → 37.7兆円】  |
| ✓ 自動車低燃費化・クリーンエネルギー利用が大きく増加 |                   |
| □ 廃棄物処理・資源有効利用分野            | 【39.5兆円 → 45.8兆円】 |
| ✓ リサイクル素材の増加                |                   |
| □ 自然環境保全分野                  | 【7.4兆円 → 8.3兆円】   |

こうした傾向は、廃棄物処理・資源有効利用分野が2008年までは緩やかに成長していたが、2009年のリーマンショックで20%程度(-10兆円)

## 3. 【解説】環境産業の市場規模・雇用規模

～2014年推計結果を読んで～ 木川 仁

の急激な落ち込みを受け、その後の5年間でもV字回復とはならず徐々に回復してきた結果からも示唆される。その中でも、読者の皆様方に関する「**廃棄物処理・リサイクル領域**」の**市場規模は、2000年：3.9兆円→2014年：3.8兆円であり、この期間で大きな変化は起きていない。**

廃棄物処理・リサイクル領域と言うと、環境分野の代表のように見られているが、その実、市場規模は小さく、今後の成長を考えた時、個々の企業は、真に特徴ある差別化した事業を展開できないと競争社会に埋もれてしまうことが容易に類推できる。

一方、環境産業の雇用規模は、2014年に約256万人（全就業人口の3.9%）、2000年比で約1.4倍となった。特に、近年は「再生可能エネルギー利用」の成長で「クリーンエネルギー利用」分野が2012年から2014年の2年間で約10万人増加している。ここで、廃棄物処理・リサイクル領域における雇用人口は、2014年で約50万人に達している。**先程示した市場規模（3.9兆円）を雇用人口で割ると、雇用人一人当たりの生産額が算出されるが、この値は780万円/人となり、環境産業全体から算出した4,100万円/人より明らかに小さい。廃棄物処理・リサイクル領域が、労働集約型産業になっている様子が見て取れる。**

また、環境産業の輸出入額を試算したところ、輸出額は約16.7兆円、輸入額は約3.3兆円で、いずれも増加傾向にあった。「地球温暖化対策分野」が急速に増加しており、輸出では「低燃費・排出認定車」・「ハイブリッド自動車」が、輸入では「クリーンエネルギー利用」大きな割合を占めている。

一般的に、環境産業は成長産業として考えられて来たが、その中身を解析すると、自動車低燃費化や太陽光発電等のクリーンエネルギー分野の成長に依存していることが分かる。また、読者の方々に関連する「廃棄物・リサイクル領域」は、直近15年間で大きな成長はない産業構造になっていることが数字で示された。この事業領域で成長するには、個々の企業が、他者と異なる努力を継続することが重要と考える。

#### 4.「**亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案**」に対する**意見の募集（パブリックコメント）**

8月4日、環境省は、亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案について、2016年8月4日から9月2日までの間、意見の募集（パブリックコメント）を実施すると発表した。

亜鉛については、水生生物の保全の観点から2003年11月に設定された環境基準の維持・達成を図るため、水質汚濁防止法による亜鉛含有量に係る一般排水基準が2006年12月11日より強化（5mg/Lから2mg/L）されたが、この際、この基準に直ちに対応することが困難な10業種については、5年間の期限で暫定排水基準が設定され、2011年12月の見直しを経て、現在3業種（金属鋳業や電気メッキ業等）についての暫定排水基準が設定されている。

また、カドミウムについては、人の健康の保護の観点から2011年10月に強化された環境基準の維持・達成を図るため、水質汚濁防止法によるカドミウム及びその化合物に係る一般排水基準が2014年12月1日より強化（0.1mg/Lから0.03mg/L）されたが、この際、この基準に直ちに対応することが困難な4業種（溶融メッキ業や金属鋳業等）については2年間又は3年間の期限で暫定排水基準が設定されていた。

今般、亜鉛含有量に係る現行の暫定排水基準が2016年12月10日をもって、カドミウム及びその化合物に係る2業種の暫定排水基準が2016年11月30日をもって、それぞれ適用期限を迎えることから、期限後に適用される新たな基準値について、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会での検討結果を踏まえ、現行規制値を亜鉛含有量については5年間、カドミウム及びその化合物については1～3年間延長することとしたので、意見の募集（パブリックコメント）を実施することとした。

（以上）

#### ㈱日本廃棄物管理機構

〒220-8131

横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

E-mail: [info@jaaao.co.jp](mailto:info@jaaao.co.jp)